

福岡県医師会
平成19年 4月 13日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公印省略)

宮崎県歯科医師国民健康保険組合の負担割合の一部改正について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、変更内容は下記の通りです。

記

1. 改正内容

	現 行	改正後
3歳に達する日の属する月の翌月以降であって70歳に達する日の属する月以前である場合	2 割	3 割
組 合 員		

2. 施行年月日 平成19年 4月 1日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明





(公印省略)

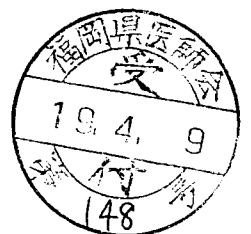
19国援第42号
平成19年4月6日

福岡県医師会長 殿
福岡県歯科医師会長 殿
福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

宮崎県歯科医師国民健康保険組合等規約の一部改正について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、宮崎県国保・援護課から通知がありましたので、お知らせします。





2 4 1 - 2 1 5 4
平成19年3月30日

各都道府県国民健康保険主管課長 殿

宮崎県国保・援護課長
(公 印 省 略)

宮崎県歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正について

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき、認可しましたので通知します。

なお、改正内容は下記のとおりですので、関係機関への周知につきまして、ご配慮願います。

記

- 1 改正内容
別添のとおり
- 2 改正の施行年月日
第10条（条文の改正） 平成19年10月1日
第16条（一部負担金の改正） 平成19年 4月1日

国保指導担当
TEL 0985-26-7063



規約改正条文対照表

改 正 条 文	現 行 条 文
第3章 保険給付 (一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 1 <u>次号から第4号までに掲げる場合以外の場合、10分の3。</u> 2 (条文省略) 3 (条文省略) 4 (条文省略) 附 則 1. <u>この規約は、平成19年10月1日より施行する。</u> 第5章 保険料 (保険料の賦課額) 第16条 組合員は、保険料として、次の区分による額と組合員の世帯に属する被保険者1人につき5,500円及び組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下この条において「介護納付賦課被保険者」という。）1人につき<u>2,800円</u>の合算額を、毎月組合に納付しなければならない。	第3章 保険給付 (一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 1 <u>3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合、組合員である被保険者は10分の2、組合員の世帯に属する被保険者は、10分の3。</u> 2 (条文省略) 3 (条文省略) 4 (条文省略) 第5章 保険料 (保険料の賦課額) 第16条 組合員は、保険料として、次の区分による額と組合員の世帯に属する被保険者1人につき5,500円及び組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下この条において「介護納付賦課被保険者」という。）1人につき<u>2,700円</u>の合算額を、毎月組合に納付しなければならない。

1. 甲種組合員 均等割 6,000 円 収入割 当該保険医療機関の前々 前月の医療保険収入に対し、 1,000 分の 6.5 を乗じた額 2. 乙種組合員 均等割 8,500 円 2 前項各号に掲げる物が介護納付金賦 課被保険者である場合は、第 1 号中 「6,000 円」とあるのは「<u>8,800 円</u>」と 第 2 号中「8,500 円」とあるのは 「<u>11,300 円</u>」とする。 3 (条文省略) <u>附 則</u> <u>1. この規約は平成 19 年 4 月 1 日</u> <u>から施行する。</u> <u>2. 新規約第 16 条の規定は、平成</u> <u>19 年度以後の保険料について適用し、</u> <u>平成 18 年度以前の保険料については、</u> <u>なお従前の例による</u>	3. 甲種組合員 均等割 6,000 円 収入割 当該保険医療機関の前々 前月の医療保険収入に対し、 1,000 分の 6.5 を乗じた額 4. 乙種組合員 均等割 8,500 円 2 前項各号に掲げる物が介護納付金賦 課被保険者である場合は、第 1 号中 「6,000 円」とあるのは「<u>8,700 円</u>」と 第 2 号中「8,500 円」とあるのは 「<u>11,200 円</u>」とする。 3 (条文省略)
---	--